単独浄化槽又は汲取り便槽から家庭用合併浄化槽へ転換すると補助金が出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **転換補助金**  **延床面積が１３０㎡を超えれば**  **７人槽。二世帯住宅は１０人槽** | | **処分費**  **補助金** | **配管費**  **補助金** | **最高で**  **計** |
| **５人槽** | **362,000円** | **60,000円**  **まで** | **130,000円**  **まで** | **552,000円** |
| **７人槽** | **444,000円** | **634,000円** |
| **10人槽** | **578,000円** | **768,000円** |

人槽算定における二世帯住宅とは、用途が住宅で、台所が２ヶ所以上あり、かつ浴室が２ヶ所以上あるものを指します

（人槽計算JIS A3302-2000）

●実際にかかった処分費を最大６万円まで、配管費は最大１３万円まで補助します。（実際にかかった処分費が６万円以下、配管費が１３万円以下の場合は、実際にかかった額となります。）

●全ての生活排水が、合併処理浄化槽に流入するように配管することが必要です。

●逆勾配で放流ポンプ槽を設置する場合も補助対象になります。

●清掃、消毒及び汚泥処理、撤去、処分を適正に実施する場合が補助対象になります。

●処分には、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）Ｅ票の写しが必要になります。

●下水道区域、下水道認可区域、農業集落排水整備区域は補助の対象になりません。

●新築・増改築などで建築確認申請を伴う場合は、補助の対象になりません。

●浄化槽法に基づく適正管理を行ってください。

●申請は工事店が代行します。町内の浄化槽工事業者については裏面を御覧ください。

町内浄化槽工事業者リスト

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **工事店名** | **代表者氏名** | **工事店住所** | **電話番号** |
| 赤沼設備工業㈱ | 赤沼 洋 | 毛呂山町長瀬３４３－１ | 049(294)8111 |
| ㈲厚目設備 | 厚目　照代 | 毛呂山町前久保411 | 049(294)2906 |
| ㈲伊藤設備 | 伊藤　順一 | 毛呂山町大谷木４５３－５ | 049(295)2715 |
| 鎌北建設㈱ | 鎌北 龍児 | 毛呂山町毛呂本郷１０４１ | 049(294)0035 |
| ㈱上村建業 | 上村　重之 | 毛呂山町毛呂本郷１５４ | 049(294)1173 |
| ㈲関根設備工業 | 関根　保夫 | 毛呂山町下川原１００６－９ | 049(294)2757 |
| 高橋電気㈱ | 高橋 一尋 | 毛呂山町毛呂本郷３ | 049(294)1109 |
| ㈲吉倉設備工業 | 吉倉 良馬 | 毛呂山町下川原８８２―１３ | 049(294)3287 |
| 毛呂山清掃㈱ | 岡田　健次 | 毛呂山町大類522-1 | 049(294)0459 |

●埼玉県のホームページには町内・町外を含むすべての工事業者が掲載されていますので、　　　そちらもご参考にしてください。

埼玉県：http://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/joukasou-gaiyou.html



問合せ先

毛呂山町役場生活環境課環境係

電話番号　049-295-2112

内線１７1・１７2